

社会福祉法人 邦友会
おおたわら総合在宅ケアセンター指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 邦友会が設置する「指定居宅介護支援事業所 おおたわら総合在宅ケアセンター」(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護者等の意思及び人格を尊重し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、次の基本方針に従って事業を行うものとする。

- (1) 要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業の運営に当っては、行政、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 おおたわら総合在宅ケアセンター居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 大田原市北金丸 2600 番地 10 おおたわら風花苑内

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名(兼務)
管理者は事業所の職員及び業務管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 2 名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当る。
- (3) 事務職員 1 名(兼務)
事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、日曜日、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

【緊急時の連絡先】090-4921-6724・080-2558-4254

おおたわら総合在宅ケアセンター居宅介護支援事業所

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員がその提供に当る。

- (1) 要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、利用者及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を策定する。

- (2) 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス提供事業者その他の者との連絡調整等を行う。
- (3) 利用者が介護保険施設への入所を要する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- (4) その他居宅サービス計画の達成に必要な事項。
- 2 介護支援専門員は、通常介護支援相談室において利用者の相談を受けるものとする。
- 3 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成に当っては、課題分析標準項目等に基づくアセスメントを行うものとする。
- 4 介護支援専門員は、介護サービス計画の原案に位置づけたサービスについての調整等を図るため、当該サービスの担当者を召集してサービス担当者会議を開催するものとする。
- 5 介護支援専門員は、第1項各号に規程する指定居宅介護支援を行うため、月に1度以上利用者を訪問することとする。
- 6 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。
- 7 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 事業所から、片道おおむね 30 km未満 無料
 - (2) 事業所から、片道おおむね 30 km以上 1,000 円
- 8 前項の費用支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、大田原市とする。

（虐待防止に関する事項）

第8条 事業所は虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 虐待を防止するための研修
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所職員または養護者（家族等、利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 月以内
- (2) 継続研修 年 4 回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人邦友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。